

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月22日認可した。

平成23年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渡池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新開地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坂下地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）杉の端地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）胴々沢地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渡池北地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）安西荒地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道端地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松尾池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）公渚池導水路地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）公渚池地区